

第 23 期
大分海区漁業調整委員会
第 6 回委員会

議 事 錄

開催日時 令和 7 年 1 月 28 日 (月) 15 時

開催場所 大分市府内町 3 丁目 5 番 7 号
大分県水産会館 5 階 研修室

第23期大分海区漁業調整委員会第6回委員会議事録

1. 開催日時 令和7年12月8日(月) 15時00分

2. 開催場所 大分県水産会館5階 研修室

3. 出席委員 須川直樹
高瀬亮子
渡邊英敏
阿部義広
渡邊満晴
島中順子
小野裕佳
岡崎都
濱田貴史
桑原保徳
鳴海美代
本庄新
阿部貴史(会長、議長)
近乗美信

欠席委員 笛吹理絵

事務局 平川事務局長、三ヶ尻事務局次長、野田主査、甲斐主任

農林水産部 大塚審議監

漁業管理課 利光主事

水産振興課 高田課長、堤課長補佐、中島主任

臨席者 大分県南部振興局 田西主幹

4. 議事録署名委員 小野裕佳、桑原保徳

5. 協議事項及び審議の結果

第1号議案 知事管理漁獲可能量の設定について

審議の結果 異議のない旨答申することに決した

第2号議案	知事管理漁獲可能量の変更について
審議の結果	異議のない旨答申することに決した
第3号議案	知事許可漁業の条件変更について
審議の結果	異議のない旨答申することに決した
第4号議案	知事許可漁業の制限措置及び申請期間並びに許可の有効期間について
審議の結果	異議のない旨答申することに決した

6. 審議概要

事務局長 (平川)	<p>ただいまより、第23期第6回大分海区漁業調整委員会を開会いたします。本日の進行を務めさせていただきます事務局長の平川です。よろしくお願ひします。</p> <p>はじめに本日の出席委員数をご報告いたします。定員15名中14名の委員さんが出席しておられますので、漁業法第145条の規定により、本委員会が成立しておりますことをご報告いたします。</p> <p>それでは、はじめに大塚農林水産部審議監からごあいさつを申し上げます。</p>
大塚審議監	(あいさつ)
事務局長	<p>ありがとうございました。大塚審議監につきましては、業務重複のためここで退席します。</p> <p>議事に入ります前に、資料の確認をいたします。本日はタブレットを用意できかなかったため議案書については、紙で用意しております。</p>
議長	<p>それでは、議事に入ります。大分海区漁業調整委員会規程第5条により、会長が議長を務めることとなっておりますので、阿部貴史会長に以後の議事進行をお願いします。</p> <p>議事に入ります前に、議事録署名委員を決めたいと思います。桑原委員と小野委員にお願いします。</p> <p>それでは議事に入ります。</p> <p>第1号議案の「知事管理漁獲可能量の設定について」を審議し</p>

ます。

事務局から提案理由を説明してください。

事務局長

議案書の2ページをご覧ください。

第1号議案の「知事管理漁獲可能量の設定について」ご説明します。

知事管理漁獲可能量の設定については、漁業法第16条第1項の規定に基づき、国から大分県に配分された都道府県別漁獲可能量を、大分県資源管理方針の知事管理区分ごとに知事管理漁獲可能量として設定する必要があります。

今回国から通知のあった都道府県別漁獲可能量を知事管理漁獲可能量として設定することについて、県知事から本委員会に意見を求められているものです。3ページに、県知事から本委員会あての諮問文の写しをつけております。

詳しい内容につきましては、担当する水産振興課からご説明申し上げます。

中島主任

水産振興課の中島です。説明に入ります前に一つ訂正があります。次の4ページの第3 かたくちいわし太平洋系群の備考の本県に定められた都道府県別漁獲可能量について、100,700トンとなっていますが、正しくは107,000トンの内数になります。

「知事管理漁獲可能量の設定について」ご説明いたします。

5ページ上部の表をご覧ください。漁獲可能量を定めて管理する特定水産資源のうち、大分県が関係する資源を管理する期間別にまとめています。このうち、赤線で囲った令和8年1月1日から12月31日までを管理期間とするまあじ、まいわし太平洋系群及びかたくちいわし太平洋系群について、国から大分県に配分される漁獲可能量が通知されました。この漁獲可能量を漁業種類等に配分する数量を今回設定します。次の6ページには国からの通知文をつけています。まあじ、まいわし太平洋系群については「現行水準」と配分され、かたくちいわし太平洋系群は、107,000トンの内数と配分されました。これらの県に配分された都道府県別漁獲可能量を知事管理漁獲可能量として設定するものです。

7ページの表の下にある点線枠内をご覧ください。最初に、従来から漁獲可能量が設定されてきた、まあじ及びまいわし太平洋

系群について説明します。これらの水産資源は、本県の漁獲量がいずれも国全体の漁獲量の上位8割に入っていないため、現行水準となり、目安数量としてそれぞれ2,052トン、4,125トンが示されました。これらの数量については、大分県資源管理方針に基づき、まあじについては大分県まあじ漁業区分に、まいわし太平洋系群は大分県まいわし漁業区分にそれぞれ全量配分いたします。すなわち、まき網などの漁業種類ごとに配分を分けずにつき一つの漁業区分として漁獲可能量を配分するということです。

続いて、かたくちいわし太平洋系群について説明いたします。かたくちいわし太平洋系群は令和7年からステップアップ管理対象の特定水産資源となり、現時点では漁獲可能量の具体的な配分をせず、対象府県には系群全体の漁獲可能量の内数として割り当てられることになっています。今回国からは、系群全体の漁獲可能量として太平洋系群で107,000トンが示され、この範囲内で試行的にTAC管理が行われていくことになります。大分県資源管理方針に基づき、かたくちいわし太平洋系群は大分県かたくちいわし（太平洋系群）漁業区分に全量配分いたします。8ページから10ページには知事管理区分への配分の根拠となる大分県資源管理方針の該当部分を、11ページには漁獲可能量の設定の根拠となる漁業法の該当部分を載せてあります。

以上で説明を終わります。

議長 事務局から説明がありましたが、第1号議案につきましてご意見・ご質問はありますか。

議長 他にご意見もないようですので、第1号議案については、原案のとおり異議ない旨知事に答申することで、ご異議はありませんか。

委員一同 異議なし

議長 異議がないようですので、第1号議案については、原案のとおり異議ない旨を知事に答申することとします。

議長 次に、第2号議案の「知事管理漁獲可能量の変更について」を審議します。事務局から説明してください。

事務局長

議案書の 12 ページをご覧下さい。

第 2 号議案の「知事管理漁獲可能量の変更について」ご説明します。かたくちいわし瀬戸内海系群について、国から都道府県別漁獲可能量を変更する通知がありました。これを受け、知事管理漁獲可能量を変更することについて、県知事から本委員会に意見を求められているものです。13 ページに、県知事から本委員会あての諮問文の写しをつけております。

詳しい内容につきましては、担当する水産振興課からご説明申し上げます。

中島主任

「知事管理漁獲可能量の変更について」説明いたします。

15 ページをご覧ください。変更にいたった経緯を説明いたします。特定水産資源の管理するにあたり、管理期間が終了するおよそ 2 ヶ月前に、翌管理年度の漁獲可能量の設定等について議論する会合が開催されます。この会合には行政や研究機関だけでなく、漁業者や流通業者も参加します。かたくちいわし瀬戸内海系群について、現行の管理期間では会合が開催される 10 月には盛漁期と重なり、漁業者が参加できないと複数府県から意見があり、管理期間を 4 月から翌年 3 月までに変更するものです。

次の 16 ページをご覧ください。国が定める資源管理基本方針では、特定水産資源の管理期間について、原則 1 年の期間で定めることとしています。この原則に従って、令和 7 管理年度を、令和 7 年 1 月から同年 12 月までと、令和 7 年 4 月から令和 8 年 3 月までの 2 つのパターンに分けて設定します。また、漁獲可能量について、国の研究機関が期間別に算定したところ、令和 7 年 1 月から 3 月までは 6,000 トン、令和 7 年 4 月から 12 月までは 42,000 トン、令和 8 年 1 月から 3 月までは 6,000 トンとなりました。この結果から、2 つの管理期間での漁獲可能量についてはいずれも 48,000 トンとなります。次の 17 ページに変更について国からの通知をつけております。

次の 18 ページ上部の点線枠内をご覧ください。かたくちいわし瀬戸内海系群については、先ほど説明しましたかたくちいわし太平洋系群と同様にステップアップ管理対象資源となっており、大分県には系群全体の漁獲可能量の内数として配分されます。また、配分された漁獲可能量は、知事管理区分である大分県かたくちいわし（瀬戸内海）漁業区分に全量配分します。下部の表の赤枠をご覧ください。国からの変更

にあわせて、大分県の知事管理漁獲可能量を変更します。19ページに国の資源管理基本方針の該当部分を、20ページに知事管理区分への配分の根拠となる大分県資源管理方針の該当部分を載せております。以上で説明を終わります。

議長

事務局から説明がありましたが、第2号議案についてご意見、ご質問はありませんか。

阿部(義)委員

この48,000トンって大分県の漁獲量ですか。

中島主任

48,000トン 자체は大分県以外の県も含めたものです。

阿部(義)委員

となると、別府湾の漁獲量からしたら全然オーバーなんですよ。県の方と漁協の方はこの数量をちゃんと把握しているのかどうか。48,000トンは全然足りない数字。

例えばこの48,000トンを10県くらいで分けたときには、4,800トンじゃないですか。簡単に言えば。4,800トンの漁獲量って一船団でオーバーしますよ。

県の方と漁協の方が漁獲量を把握しているのかどうか。

中島主任

令和7年からTAC魚種になって、漁協から1月から10月までのかたくちいわし瀬戸内海系群にあたる別府湾を中心とした漁獲量としては918トンっていう数字になっています。その実態については、今週の金曜日に漁業者説明会がありますので、そこで漁業者に実態を確認したいと思います。

阿部(義)委員

それでは間に合わないと思います。水産庁はステップ2に移行しようという方向なので、今のうちに漁獲量をちゃんと把握しておかないと数字的に48,000トンを各県で割られた時にはすぐに漁獲できることになる。

現在、うちの例を言いますと、10月末までで6,200トンくらい獲っているんですよ。8隻くらいが今稼働しているけど、簡単に計算しても40,000トン超えるんですよ。

その辺の数字をちゃんと把握してくれないと、TACが今、ステップ2に移行しようという方向だけど、これ絶対に納得できない数字んですよ。その辺の調査をお願いします。

中島主任	数字について確認したいと思います。
阿部(義)委員	多分その数字は漁協の共販に出た数字だけだと思うんですよ。乾燥したものを生のキロ計算で出しているだけだから、ほとんど出てないと思う。現状7～8船団動いているけど6船団くらいは山口県に生を持って帰るんで、漁獲量だけは大分県あるんですよ。それが数字に出ていない。そういうところを含めて金曜日はお願ひします。
議長	ありがとうございます。他はございますか。
本庄副会長	カタクチイワシについては、先ほどの議案と合わせて考えると太平洋系群と瀬戸内海系群の二つ話題がでてきているということですね。で、今回15ページではステークホルダー会合が10月では持ちにくいから、瀬戸内海系群については月を三つ下げて、いわゆる年度で管理しようということですね。
	振り返って先ほどの太平洋系群については、10月は別にステークホルダーは忙しくない、ということで変えないということなのか、またこれも忙しくなったら月を下げるみたいな作業が行われるのでしょうか。
中島主任	太平洋系群の方については、管理期間についての意見が今のところ出ていないので当初通り1月から12月という形になっています。
	もし仮に、今後運用の議論が進んだりとか、そういったときに漁業者からそういった要望が出るようであれば、同じような変更もあると思います。
本庄副会長	ありがとうございます。そうなると一つの県の中で同じカタクチイワシについて、違うスパンで管理が出てくるということですね。そういう統計のとり方もしないといけなくなるということですかね。
	例えば、米水津の船びきさんが曳くのが太平洋系群、別府湾が瀬戸内海系群とすれば、それぞれ別々の期間での集計をして、それがオーバーしていないかということをこれから管理していくに

	なるんですね。分かりました。
議長	ありがとうございます。他はいかがですか。
渡邊(英)委員	今年夏に広島、大阪の方に行ったときに、そっちでもかなりな量のちりめんを揚げて加工しているというような話を伺ったんやけど、これ根本的に一から集計しなおすとかそういうことは水産庁自体はないんかな。全然把握できてないのではないか。
中島主任	まずカタクチイワシなんんですけど、シラス、ちりめん自体はこの数字の中に含めないことになっています。 20ページの大分県資源管理方針の別紙1-8の一番上の赤枠の第1のところに、「体色が銀色のもの」これがいわゆる「かえり」以上のカタクチイワシを対象にしていてですね、シラスについてはこの中に含めないことになっています。
渡邊(英)委員	行ったところではちりめんだったけど、香川県の方が時期に合わせて、ちりめんとカタクチイワシ両方獲れるということで、量をかなり揚げるという話をきいたけど、やっぱり量的に大分県だけでその量が揚がっているのだったら、他の県でも同じような状況が起こっているのではないか。
中島主任	かたくちいわし瀬戸内海系群は漁獲実態の把握というのが系群としての課題として挙がっているところだったので、今の時点で48,000トンという数字がでているんですけど、TAC魚種に移行して、大分県の中でも漁獲実態の把握というのが課題としてあがっているところなんんですけど、大分県以外の県も含めて実態を把握して、把握できた数字を元に今後の漁獲可能量についても1年ごとに出していくということですね。
渡邊(英)委員	水産庁ができないなら、県というか普及員の方が分かっているかもしれない。これは行政の方にお任せします。
阿部(義)委員	漁業者がちゃんとした数字をだしていないんですよ、基本的に。最初からそこが間違っているから。水産庁も三回くらいあつたですよね、瀬戸内海系群があったんですよ。実際には愛媛県も

香川県も広島県も反対なんですよ。この数字じゃみんな倒産してしまうっていう。これが数字的に間違っているからやり直せ、という話。

けど水産庁は、もう来年の2月、3月にステップ2に移行しようと言うんですよ。2に移行した時には数字が決まっているから、その前にこの数字をちゃんと把握して大分県で出そうという話をしているんですよ。うちの漁業者たちは。

渡邊(英)委員

でもそれやったら、大分県だけの話ではない。今の状況だと。そのところはどういう風な考えになるかな、県としては。

堤課長補佐

元々の割り当ての基準となる数値については農林水産統計から国の研究機関がはじき出しているということで。農林水産統計があやしいということになれば、当然結果もあやしくなる。

今度の金曜日に日出支店で関係者に集まってもらって、実態がどうなっているかっていう聞き取りを行おうと思っているので、他県の状況についてはなかなかコメントしづらいところではあるんですけど、大分県では実態に近い数字を把握して、それを国に上げて、しかるべき枠の確保に努めたいと思います。

渡邊(英)委員

やけどこんなに量が限定されたら大分県だけの話じゃないのでは。ほかの県も実態を把握したうえで瀬戸内海系群の話をする必要がある、ということ。

堤課長補佐

おっしゃる通り。

渡邊(英)委員

そのところは行政に任せるしかないんやけど、行政として他の県と話し合いながらでも、しっかりとした量を把握できるよう、その県の漁師さんと話をするように他の県でもしないといけないのではないか。

堤課長補佐

大分県の実態がつかめれば、他機関との協議で本当に実態とあっているのか、ということは提言していきたいと思います。

議 長

ありがとうございます。他はいかがでしょうか。

様々なご意見をいただきましたので、その点も踏まえていただ

いて、実数の把握にできる限り努めていただくということで第2号議案は、原案のとおり異議ない旨知事に答申することで、ご異議はありませんか。

委員一同 異議なし

議長 異議がないようですので、第2号議案については、原案のとおり異議ない旨知事に答申することといたします。

議長 次に第3号議案の「知事許可漁業の条件変更について」を審議します。

この議案について、上入津地区の小型機船底びき網漁業の許可の条件を変更するものであり、条件変更の対象者に鳴海委員の配偶者である鳴海 勝則（なるみ かつのり）氏が含まれています。大分海区漁業調整委員会規程第8条では「議事の運営及び傍聴者又は面会人の取扱いに関しては、この規定に定めるものほか、県議会の例による。」とされています。

地方議会の運営を定めた地方自治法第117条では、「普通地方公共団体の議会の議長及び議員は、自己若しくは父母、祖父母、配偶者、子、孫若しくは兄弟姉妹の一身上に関する事件又は自己若しくはこれらの者の従事する業務に直接の利害関係のある事件については、その議事に参与することができない。」とされています。つまり、配偶者の業務に直接の利害関係があるため、鳴海委員は第3号議案に参与することができません。

鳴海委員は、第3号議案の審議中、議場外に一時退席をお願いします。

（退席確認後）それでは、第3号議案を審議します。事務局から説明してください。

事務局長 議案書の21ページをご覧ください。

知事許可漁業の条件変更を行うにあたり、大分県漁業調整規則第13条第2項の規定に基づき、大分県知事から本委員会に意見を求められているものです。

22ページをご覧ください。知事からの諮問文です。

23ページをご覧ください。まず、1の「知事許可漁業の条件」についてです。

条件とは、制限措置の内容とは別に許可をさらに制約する場合に付するものです。制限措置とは、許可の内容を示したもので、資料中【参考】と書いてある部分に列挙しております7項目のことです。この制限措置に含まれない内容、例えば操業時間の制限、休漁期間の設定、網目の制限、灯船の隻数の制限、投びよう禁止区域の設定といった事項について、漁業調整上その他公益上の理由により制限を設ける必要がある場合、知事はこれを許可に付するとできるとされています。

今回は、既に許可をしている知事許可漁業について、条件の変更に関する要望があったことから、諮問をしているものです。

次に、2「条件変更までの流れ」です。後ほど詳細にご説明しますが、8月に上入津地区の漁業者からの要望を背景として、大分県漁協から条件変更の要望書の提出を受けています。その後、9月から11月にかけて関係機関である南部振興局及び水産研究部へ意見聴取しています。その右の四角で示している「委員会への諮問」が本日の委員会となります。

本日の委員会での議論の結果、条件の変更が適当であるとの意見をいただきましたら、聴聞会を実施する旨の通知を対象となる許可を有している個別の漁業者に対して発出します。聴聞会とは、行政手続法で定められている手続きで、不利益処分を行おうとするときに、その対象者に対して事前の意見を聞くための手続です。今回の条件変更は許可を有している漁業者の要望を背景に行うものですが、漁業法上聴聞の実施が定められていますので、行います。

その右が、聴聞会です。1月頃の実施を予定しています。聴聞会では、条件変更の対象となる漁業者の意見を個別にお聞きます。なお、個別の漁業者において異議がないといった事情により出席されなかった場合は、そのまま聴聞は終結することになります。

聴聞会を行った結果、条件変更処分を行うことが適当との結論になった場合、2月頃を目安に条件変更処分を行い、同時に許可証の書換交付を行います。手続きの流れは以上です。

次のページ（P24）をご覧ください。関係する条文を記載しています。

（1）は漁業法の関係規定、（2）は大分県漁業調整規則の

関係規定です。第2項を除き、同じ内容が記載されていますので、まとめて説明します。第1項では、許可する際に条件を付ける際の規定です。この場合は、聴聞や委員会への諮問を経ることなく知事が条件を付けることができるとされています。これに対し、今回のように既に許可をしたものに対して事後的に条件を付ける場合には第2項から第4項のとおり、聴聞を行う必要があるとされています。

大分県漁業調整規則の第13条第2項では、漁業法とは異なり、委員会への諮問が定められています。これは、既存の漁業許可に事後的に条件を付ける場合、漁業者にとって重大な処分となりえることから、委員会に意見を聴くことを定めたものです。この議案は、この規定に基づくものです。

なお、条文中では「条件を付ける」場合を定めていますが、今回の条件の変更は一部では制限を緩和する一方で、一部ではそれに代わる新たな制限を設けるものですので、「条件を付ける」場合として扱います。

次のページ（P25）をご覧ください。4「条件変更の内容」です。

（1）変更の概要ですが、制限措置番号2-1-6の上入津地区の小型機船底びき網漁業 手縄第2種こぎ網漁業の条件を、上浦地区から米水津地区までの同漁業である制限措置番号2-1-5のものと同内容になるように変更するものです。

次のページ（26ページ）をご覧ください。現行の大分県知事許可漁業の許可又は起業の認可の取扱方針のうち、上浦地区から米水津地区までの小型機船底びき網漁業 手縄第2種こぎ網漁業の制限措置及び条件、27ページ以降は上入津地区以南の同漁業の制限措置及び条件です。

30ページが、今ご説明した二つの漁業の操業区域図を並べたものです。米水津地区の沖にある沖黒島付近から蒲江地区の沖にある深島までの区域に平行四辺形の区域があることがわかりますが、条件により現在この部分の操業形態が地区によって異なっています。この操業条件については、のちほど詳細にご説明します。

次のページ（31ページ）をご覧ください。今回の変更による、上入津地区以南の小型機船底びき網漁業 手縄第2種こぎ網漁業の許可の条件の新旧対照表です。上入津地区に係る条件

として、上浦地区から米水津地区と同一の条件を設定します。一方で、下入津地区以南については、下入津地区以南のみに適用される旨の記載を設けるほかは、これまでと同内容のままとします。

33ページをご覧ください。今回の条件変更により、上入津地区に係る操業区域図を変更します。右が現行の条件に基づく操業区域図で、左が変更後の条件に基づく操業区域図です。なお、わかりやすくする目的で枠囲み及び色付けをしています。右の図で水色で図示した部分について、現行の条件1のただし書きで、7月1日から7月31日までの期間の操業時間が日出から日没までと設定されています。そのほかの部分の操業時間は、日没から日出までです。

右の図の水色で図示した区域に相当するのが、左の図の黄色及び緑色で示した区域です。条件変更後、黄色で図示した区域には特に規制を設けないこととなります。一方で、緑色で図示した区域には、新たに8月1日から8月31日は操業禁止との制限が設けられます。黄色で示した区域と、緑色で示した区域は、いずれも操業時間は周年日没から日出までとなります。なお、先ほどもお伝えしておりますとおり、この左の条件変更後の図の内容は、上浦地区から米水津地区までの小型機船底びき網漁業の許可と同内容となっています。

25ページにお戻りください。4「条件変更の内容」の(2)変更の理由をご説明します。今回の諮問の直接の理由は、上入津地区で小型機船底びき網漁業を営む漁業者の要望を背景に、大分県漁協から要望書の提出があったことです。この要望書は資料の34ページに添付しています。

なお、この県漁協から県知事宛ての要望書の提出に先立ち、上入津地区で小型機船底びき網漁業を営んでいる全漁業者から大分県漁協上入津地区漁業運営委員会宛ての要望書が提出されるとともに、上浦、佐伯、鶴見、米水津、下入津、蒲江、名護屋の県南全地区及び県南地区漁業運営委員長会の同意が得られていますので、今回の条件変更について漁業調整上の問題はないと考えられます。

25ページにお戻りください。上入津地区の漁業者からの要望の背景が、4の(2)2点目に記載してあるとおりです。従来、上入津以南の地区の小型機船底びき網漁業手続第2種こぎ

網漁業（制限措置番号2-1-6）の漁業者は7月は深海えび（標準和名：みなみしろえび、あかえびなど）を目的として昼間に操業していましたが、近年深海エビが不漁であるため上入津地区の漁業者が他の時期と同様にくるまえび、雑魚を目的に夜間の操業ができるよう条件の変更を求めているものになります。

最後に、5「関係機関の意見」です。今回の条件変更について、県南部振興局及び水産研究部に意見を照会しましたが、いずれからも条件変更について異議がない旨の意見を得ています。以上で説明を終わります。

議長

事務局から説明がありましたが、第3号議案についてご意見、ご質問はありますか。

渡邊(英)委員

地区での不漁ということで、他の地区で獲れるような漁業が當まれていてそれと同様にするということで、委員長の反対とかが無かったということで、ここで反対する理由はないと思うんです。

議長

他にご意見もないようですので、第3号議案については、原案のとおり異議ない旨知事に答申することで、ご異議はありませんか。

委員一同

異議なし

議長

異議がないようですので、第3号議案については、原案のとおり異議ない旨を知事に答申することとします。

第3号議案の審議が終了しましたので、事務局は鳴海委員に議場に戻るよう伝えてください。

(鳴海委員着席後) 最後に第4号議案の「知事許可漁業の制限措置及び申請期間並びに許可の有効期間について」を審議します。事務局から説明してください。

事務局長

議案書の35ページをご覧ください。

知事許可漁業の許可を行うにあたり、制限措置と申請期間を定める必要があるため、漁業法第58条において読み替えて準用す

る法第42条第3項の規定に基づき、大分県知事から本委員会に意見を求められているものです。また、許可の有効期間を、大分県漁業調整規則第15条第1項で定める期間よりも短い期間で許可することについて、同じく読み替えて準用する法第46条第2項に基づき、同様に意見を求められているものです。

36ページをご覧ください。知事からの諮問文です。

37ページをご覧ください。まず、1の「制限措置及び申請期間の公示制度の趣旨」についてです。

この公示制度は、あらかじめ制限措置及び申請期間を公示し、広く周知することにより、手続の透明化を図るもので。公示する制限措置については、漁業法及び漁業調整規則の規定により、「①漁業種類 ②許可等をすべき船舶等の数又は漁業者の数 ③船舶の総トン数 ④推進機関の馬力数 ⑤操業区域 ⑥漁業時期 ⑦漁業を営む者の資格」に関し、定めることとされています。

次に、「2 今回公示する予定の漁業の概要」について説明します。今回公示するのは、もじやこ漁業です。もじやことは、15センチメートル以下のぶりのことを言い、海面に流れている藻に付いていることから、「もじやこ」と呼ばれています。もじやこ漁業は、流れている藻をすくい網などですくいとることで行われています。

今回、大分県漁業協同組合から許可の有効期間や漁業時期の変更を行うよう要望があったことに伴い、既存の許可の一部を変更し、新しい許可とするものです。

要望の背景について説明します。

現在の許可では、有効期間及び漁業時期が4月1日から翌年3月31日となっています。また、もじやこ漁業はぶり資源への影響を考慮して、ぶり養殖に必要最低限のもじやこを計画的に採捕するよう、水産庁の指導の下、全国的に採捕尾数の調整がなされています。大分県のもじやこ漁業も受給契約に基づく供給先以外には供給できないように制限されています。これまで4月に入ってからもじやこ漁業が始まっていましたが、近年は海水温の上昇の影響か、一部で3月中に出漁する事例も見受けられるようになりました。実際令和3年漁期は、例年なく早期にもじやこが西日本近海を通過していったと考えられており、全国的に記録的なもじやこの不漁となりました。

次に現在の許可における対応について具体的に説明します。

令和7年度の許可の内容は、許可の有効期間が令和7年4月1日から令和8年3月31日まで、許可数量は500万尾としています。今年の4月から5月にかけて、462万尾のもじやこを既に採捕しておりますので、令和8年3月に採捕できるもじやこの数量は、500万尾から462万尾を差し引いた残りの38万尾となります。ここでもし令和3年漁期のように、もじや漁業の最盛期が3月だった場合であっても、3月中には38万尾しか採捕することが出来ません。4月1日以降になれば、令和8年度許可に基づく操業が可能となり、許可数量も増えますが、その時にはもじやこはいない状態というリスクがありました。

こうした問題を解消するため、漁業の実態に合わせて漁業時期及び許可の有効期間を3月1日から翌年の2月末日とするように要望があったものです

次のページ（P38）をご覧ください。この要望に対応するため、今後のもじやこ許可についてのスケジュールについて図で説明します。

一番上の行ですが、令和3年にもじやこ漁業が許可化されてから、今年度の許可までは、4月1日から翌年3月31日までの1年間の許可でした。その下の行で、令和8年度の許可のみ、令和8年4月1日から令和9年2月28日までの11か月間の許可とします。そうすると、令和9年度以降は原則どおり1年間の許可として3月1日から翌年2月末日までの許可が行われていくというものになります。

続いて、具体的な手続きについて説明します。39ページをご覧ください。「3 本件公示の制限措置の内容」です。漁業時期と申請期間以外は、現在の許可内容から変更はありません。

表の一番左から「漁業種類」は、「もじやこ漁業」で、その右の欄の「許可等をすべき船舶の数」は、令和3年に許可化された際の上限である「34隻」としています。その右の欄の「船舶の総トン数」は「10トン未満」、「推進機関の馬力数」は「540キロワット以下。旧漁船法の馬力数では120馬力以下」、

「操業区域」は、大分市関崎と愛媛県西宇和郡伊方町佐田岬を結んだ直線以南の海域で、共同漁業権の漁場区域を除く大分県の地先と沖合海面となっております。漁業時期ですが、こちらが変更となる部分で「3月1日から翌年の2月末日まで」の1年間で

す。その右の欄の「漁業を営む者の資格」は、「大分県内に住所を有する者であって、ぶり養殖業者又はぶり養殖業者にもじやこを供給する者」です。

「4 公示の申請期間」についてですが、今回公示する許可是、許可する船舶の数に上限を設けているため、申請期間は1ヶ月間に限定され、令和8年1月5日から同年2月5日までとしています。

次のページ（P 40）をご覧ください。「5 許可の有効期間の短縮」について説明します。

知事許可漁業の許可の有効期間については、漁業法第58条によって読み替えて準用する同法第46条第1項及び大分県漁業調整規則第15条第1項の規定に基づき、定められておりまして、もじやこ漁業は原則1年間とされています。

一方、この期間については、漁業法第58条によって読み替えて準用する同法第46条第2項の規定に基づき、本委員会の意見を聞いたうえで、漁業調整のため必要な限度において短縮することが可能とされています。

もじやこ漁業では他の漁業種類との漁業調整は生じていませんが、今回は許可の有効期間を3月1日から翌年2月末日までにとするにあたって、令和8年の許可の期間を令和8年4月1日から令和9年2月28日までの11ヶ月としています。令和9年3月1日以降は、もじやこ漁業は規則第14条第1項の規定に基づく継続の許可の対象となっているため、既存の許可と同一の申請内容である場合は、令和9年3月1日から令和10年2月29日までの1年間の許可が引き続き与えられ、要望書のとおり、漁業時期及び許可の有効期間が3月1日から翌年の2月末日になるということになります。

知事許可漁業の制限措置及び申請期間並びに許可の有効期間についての説明は以上です。

議 長

事務局から説明がありましたが、第4号議案についてご意見、ご質問はありますか。

渡邊(英)委員

1年間ってものすごく延長してるけど、大体もじやこ漁っていうのは3月から6月くらいで終わるのでは。

事務局長	<p>4月から6月くらいですね。早いときには4月に大体終わります。漁期についてはですね。</p> <p>ですが、許可の有効期間がいつまでにするかが今回問題になっておりまして、今4月からの許可になっているところに問題があるので、3月からの許可にするために今回のような手続きが必要となります。</p>
渡邊(英)委員	<p>1年を通しての漁獲可能量があって、4月から獲った残りを3月に獲るような流れで、4月から許可が出るから実際的には同じなのか。</p>
事務局長	<p>実際的には同じです。ただ、今の状態だと3月に獲れるのは余った分しか獲れないので、魚が一年ずれてしまうところに問題があるので、許可を3月からにすれば解決すると考えています。</p>
渡邊(英)委員	<p>何日かずれるということやな。</p> <p>要は、もじやこが出て3月から獲って残りをとったから、また4月1日から新たに獲らないといけんってなるまで何日間か休漁しないといけないって流れになっているんやな今は。</p>
事務局長	<p>今は、4月からであれば獲れるんですけど、今年で言えば4月から460万尾獲れましたけど、来年の魚は3月に早くもじやこが来た場合に30万尾しか獲れないけれども、それを3月からの許可にすれば、その時点から500万尾が始まるということになるので、もじやこ漁師、養殖業者にとっては安定したもじやこの確保につながります。</p>
議長	<p>他にご意見もないようですので、第4号議案については、原案のとおり異議ない旨知事に答申することで、ご異議はありませんか。</p>
委員一同	異議なし
議長	<p>異議がないようですので、第4号議案については、原案のとおり異議ない旨を知事に答申することとします。</p>

これで議案については全て終了しました。
次にその他の報告事項ですが、「別府湾南部海域におけるまきえ船釣り等の承認について」事務局から報告して下さい。

事務局長

議案書43ページをお開きください。

初めに概要を説明します。令和7年3月12日に開催した本委員会において、図の網掛け部分と、塗りつぶし部分において、まきえ船釣りを禁止する件について審議し、承認して頂いたため、委員会指示を発出しています。ただし、網掛け部分の「条件付きまきえ船釣り等禁止区域」については、委員会が承認した船舶については、まきえ船釣りを行えることとなっており、令和7年5月23日に開催された本委員会において、その承認隻数を291隻と報告していました。第2回委員会での報告後、12月1日までに計19件の申請を承認しており、累計で310件となっています。

次の44ページに内訳を載せています。左から3列目の令和7年度の累計欄をご覧ください。県漁協関係が124件、遊漁船業団体は18件、船釣り団体が158件、協定未加入者が10件でございます。

一番下の合計欄をご覧ください。過去4年間の承認件数を比較致しますと、年々少しずつ減少してきている状況です。また、45ページには船釣り団体の内訳を示しているんですけども、令和7年度の累計の数字がおかしな数字になっていまして、大変申し訳ございません。次回の委員会にて差し替えの書類を添付させていただきたいと思っております。46ページには、平成27年度からの実績、47ページに委員会指示の本文を掲載しています。以上でございます。

議長

ただいまの報告にご質問はありませんか。

議長

これで本日予定していた議案、報告すべて終了しました。他に何かありませんか。なければこれで委員会を終了します。

事務局長

皆様本日は誠にお疲れさまでした。これをもちまして委員会を閉会いたします。

以上、第23期大分海区漁業調整委員会第6回委員会の顛末を記録し、その公正なることを証するため署名する。

令和7年12月8日

議長

議事録署名委員

議事録署名委員